

企画セッション 「知財戦略コンサルティングの実情とその展望について」

ドラッカー[※]の言葉で振り返る

知財戦略コンサルティング事例

平成23年6月25日(土) 専修大学生田キャンパス
木戸弁理士事務所 <http://www.kidoben.com/>
弁理士 木戸 基文

※出典:1分間ドラッカー 最高の成果を生み出す77の原則(西村克己著・ソフトバンククリエイティブ)

事例に登場する社長の思考や決断をドラッカーの言葉に置き換えることで、私が実践する知財戦略コンサルティング(経営課題の中から知財で解決できそうな課題を見つけ、その課題を知財活動で解決)を分かりやすく解説します。



木戸弁理士事務所

Copyright © 2011 木戸弁理士事務所. All Rights Reserved.

1. 変化に最速適応

今日最も成功している製品は、明日には早くも陳腐化する。

会社の概要

社名	株式会社サイベックコーポレーション
社員数	70人(内研究所(営業と研究開発を兼任)10人)
技術 主力部品	プレス加工技術 自動車用金属プレス加工部品
開発部品	電気自動車用ギア



今日最も成功している製品



会社

✓自動車用金属プレス加工部品
機械加工(切削)でしか作れなかった部品をプレス加工で作り、コストダウンを提案

木戸弁理士事務所

1. 変化に最速適応

今日最も成功している製品は、明日には早くも**陳腐化**する。

経営課題



社長

- ✓外部環境の変化に適応できるよう**準備**したい
- ✓**完成品**(開発部品の組付品)を手掛けたい

経営課題の背景

	主力部品	開発部品
強み	大幅なコストダウン 豊富なノウハウ	電気自動車に求められる性能を実現(かみ合い効率の向上、軽量化など)
弱み	電気自動車の 部品数 はエンジン自動車の 1/3	完成品 メーカーとしての知識・ノウハウの不足

カーブを武器にすばらしい成績をあげていた若い選手に、一人のベテラン選手がアドバイスした。「カーブが通用しているうちに、次の変化球を磨いておけ」と。どんないいカーブも、やがては研究され、打たれる日が来る。その時になってあわてても遅いというわけだ。

出典:1分間ドラッカー 79ページ

2. 最強能力を高める

何事かをなしとげるのは、**強みによって**である。

知財から見てきた経営課題と目標

	コンサル前	コンサル後
課題	国内市場の縮小 → コントロール不可	技術力で勝る自社が 事業で負ける かも(他社出願の存在) → コントロールがある程度可能
目標	ノウハウの流出防止 → 保護	ノウハウの流出防止 + ノウハウの集約・共有 → 保護 + 利用

努力しても並みにしかならないことに時間を使ってはならない。無能を並みにするには、一流を超一流にするよりはるかに多くのエネルギーを必要とするが、それによって得るものはとても少ないからだ。

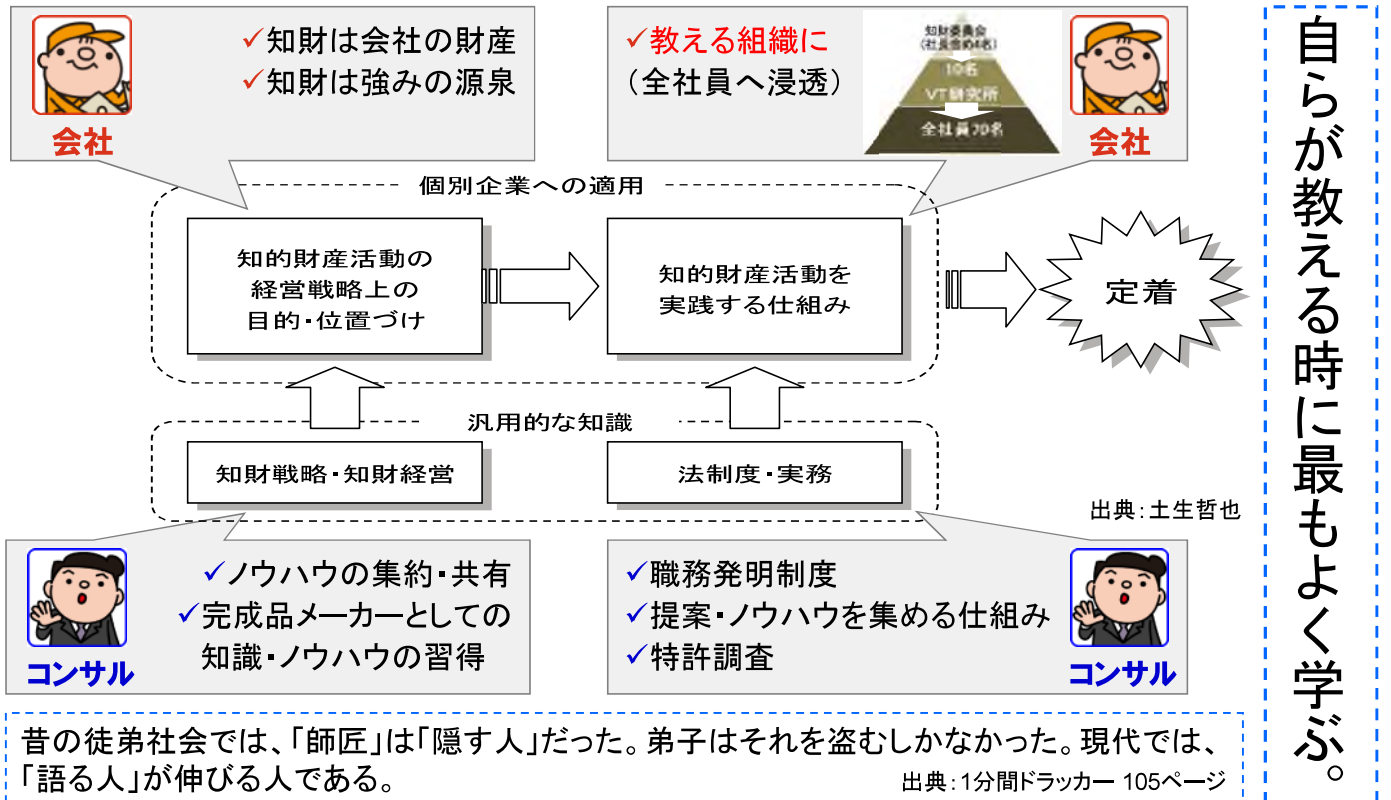
出典:1分間ドラッカー 43ページ



社長

- ✓社は「**社員の知恵と技能を最大に生かした**技術をもって多くのお客様のニーズを満たし社会に貢献」を実行するには、ノウハウの集約と共有が正道
- ✓完成品の提供もいいが、**お客様と一緒に研究開発**することがお客様に喜ばれる

II 2. 最強能力を高める



昔の徒弟社会では、「師匠」は「隠す人」だった。弟子はそれを盗むしかなかった。現代では、「語る人」が伸びる人である。

出典: 1分間ドラッカー 105ページ

納品先に配慮した出願

拒絶理由通知書

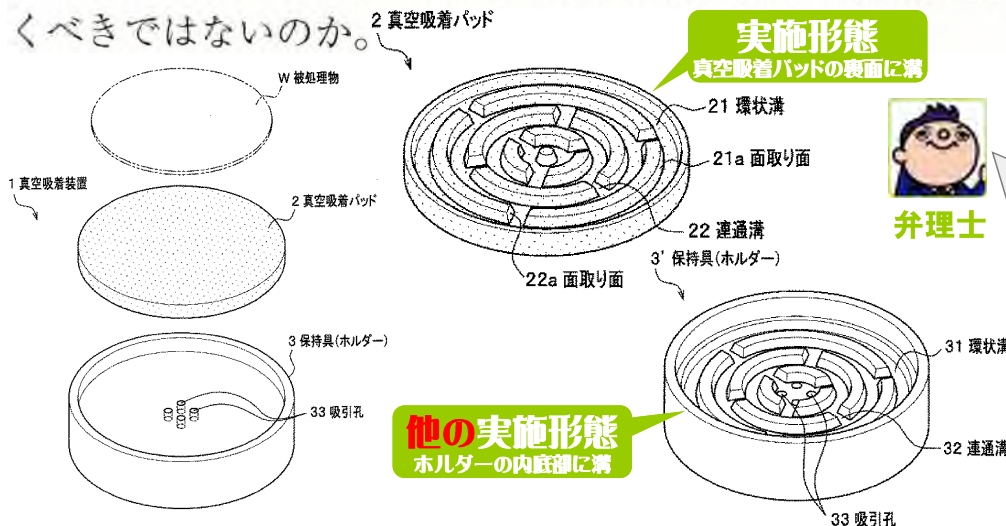
特許出願の番号 特願2008-273940
 起案日 平成21年 6月17日
 特許庁審査官 植村 森平 3504 3U00
 特許出願人代理人 木戸 基文 様
 適用条文 第29条第2項、第36条

なお、発明の詳細な説明（段落【0029】、【0030】、図7）には、「他の実施形態」として、ホルダーの内底部に溝が設けられたものが記載されているが、当該実施形態は特許請求の範囲に含まれ得るものではなく、当業者が請求項1、2に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものとは言い難いから、上記他の実施形態に関する記載は発明の詳細な説明から除くべきではないのか。

木戸弁理士事務所

納品先に配慮した出願

なお、発明の詳細な説明（段落【0029】、【0030】、図7）には、「他の実施形態」として、ホルダーの内底部に溝が設けられたものが記載されているが、当該実施形態は特許請求の範囲に含まれ得るものではなく、当業者が請求項1、2に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものとは言い難いから、上記他の実施形態に関する記載は発明の詳細な説明から除くべきではないのか。



弁理士

✓他の実施形態を「特許請求の範囲」から除くことで、納品先に御社の技術分野に参入しないとアピール
 ✓他の実施形態を「発明の詳細な説明」に記載することで、発明の範囲に参入するとアピール

木戸弁理士事務所